

構造改革特区の第15次提案等に対する政府の対応方針

平成21年11月12日
構造改革特別区域推進本部

現在の構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度は、国による規制を前提として、広く一般からの要望を踏まえ、国による一定の要件を満たす場合に規制の特例措置を講ずることを通じて地域の活性化等を図るものである。今後、我が国が『地域主権』を目指していく中で、国の規制権限が地方に移管されるに伴ってこうした制度も見直されていくものと考えられる。

今後の特区制度の運営に当たっては、誰もが既存の規制に対して改革の提案を行えるという特区制度の理念を踏まえつつも、地域主権の考え方に沿って地方の裁量や自主性を最大限に尊重し、地域の特性に応じた特例措置を実現する方向で進めていく。今回の特区第15次提案や未実現の提案への対処においても、こうした考え方を極力反映することとする。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 構造改革特区の第15次提案等に対する政府の対応方針

(1) 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。これらの規制の特例措置は、原則として平成22年1月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

(2) 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

(3) 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとし、提案の趣旨を損なわないよう、内閣官房が適切に監視していくものとする。

(4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはな

らなかったものについては、すべてが構造改革特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表4に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
935	町家の空家を活用して旅館業を営む場合の玄関帳場要件緩和	旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第2項第4号	不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保等の観点からの要件を満たすことを条件に、玄関帳場等の構造設備基準の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1221	重量物輸送効率化事業の拡充(道路法上の道路を横断する場合の車両の長さ及び最小回転半径の特例)	車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第4号、第5号 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第2条、第6条	重量物輸送効率化事業(特例措置番号1205(1214))においては、現在、総重量及びエアサスペンションを装着した駆動軸重について特例措置の対象としているが、当該特例措置の適用要件を満たす車両が、道路法上の道路を横断する場合に限り、長さ及び最小回転半径についても、特例措置の対象とする。	国土交通省

(注)

- ・上記の規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、12月上旬を目途に閣議決定により基本方針の別表に追加する。
- ・基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める省令又は通達は、12月までのできる限り早い時期に公布し、平成22年1月1日までに施行するものとする。
- ・規制所管省庁においては、省令又は通達の案を作成するに当たっては、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
526	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2	一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることとする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。 【平成18年2月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年7月15日改正法公布(公布の日から3年以内に施行)	法務省
527	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2	一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることとする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年7月15日改正法公布(公布の日から3年以内に施行)	法務省
528	「投資・経営」(高度人材に係るもの以外)及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2	一度に付与し得る在留期間の上限を3年から5年に引き上げることとする入管法等の改正法が成立し、平成21年7月15日、法律第79号として公布された。 【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年7月15日改正法公布(公布の日から3年以内に施行)	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
529 9-103	外国人家事使用人の雇用主たる外国人の要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)第2号及び別表第2	外国人家事使用人の雇用主たる外国人の要件の緩和については、「事業所の長又はこれに準ずる地位にある者」の範囲及び「病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの」の範囲について、平成21年3月から弾力的な運用を開始するとともに、運用の明確化と透明性の向上を図る観点から、当該措置について法務省入国管理局のホームページ上で公表している。 【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年3月11日実施(措置済)	法務省 厚生労働省
9-101	保育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	平成21年2月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正について」を発出し、従来大学、短大に限定されていた保育士養成課程における通信課程の設置を専修学校においても認めることとした。 【平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年2月27日通知(措置済)	厚生労働省
9-102	ボイラー安全弁の止め弁の設置	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第37条第2項ボイラー構造規格(平成元年労働省告示第65号)第62条及び第65条	平成21年6月24日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知「ボイラー本体と安全弁との間の切替弁の設置に係るボイラー構造規格第86条の適用について」を都道府県労働局に発出し、専門家の意見を聴取する等により十分な安全性を有すると認められる場合には、ボイラー構造規格第86条の規定を適用することにより、ボイラーと安全弁との間に切替弁を設置することができることとした。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年6月24日通知(措置済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1027	中山間地域総合整備事業により整備した施設の目的外使用	中山間地域総合整備事業の運用(平成17年4月1日付16農振第2119号農村振興局企画部事業計画課長・同整備部地域整備課長通知)	中山間地域総合整備事業で整備される活性化施設の更なる有効利用の観点から、事業の目的に沿った利用形態となるような運用の方法について検討し、平成21年9月1日に所要の措置を講じた。	平成21年9月1日通知(措置済)	財務省 農林水産省
1277	地縁による団体による自家用有償運送の可能化	道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2	現在、自家用有償運送を行う者については、営利を目的としないこと及びある程度の組織的基盤を有することを求めているが、地方自治法に基づき市町村の認可を受けた地縁による団体については、上記の要件を満たすと考えられることから提案事項を認め、省令を改正し、全国的に認めることとする。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成21年度中	国土交通省
1314	し尿処理施設に係る汚泥の再生方法の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和40年政令第300号)第3条第2号ホ し尿処理施設に係る汚泥の再生方法(平成4年厚生省告示第193号)	汚泥の再生利用について、生活環境の保全上及び公衆衛生上支障をきたさない方法により燃料の原料として再生利用することが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。	平成21年度中	環境省

別表3 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条、第28条第1項	<p>既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成21年度中に結論を得る予定。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成21年度中に結論	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
914	保育所入所要件の見直し	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項、第39条</p> <p>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条</p>	<p>平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告が取りまとめられ、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討すること、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれたところ。</p> <p>今後、この第1次報告に基づき、さらに詳細な検討を進めるため、少子化対策特別部会の下に保育第一専門委員会及び保育第二専門委員会を設置したところであり、これらの議論を踏まえて、必要な制度改革等を行っていく。</p> <p>なお、この新たな制度体系の構築については、平成20年12月24日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。</p> <p>【平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成21年2月27日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成21年中に結論」と改めて設定したもの】</p>	平成23年度中に実施できるよう結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
919	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条、第32条第1項、第5項	現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特例措置を講じることとしたものである。 この特例措置について平成20年に実施した弊害調査において、体調不良児への対応等について、自園調理を行っている保育所の方が、きめ細やかな対応を行っているとの現場の認識が多かった。 したがって、外部搬入について指摘されている弊害の除去のための必要な要件等が整っていない状況においては、構造改革特別区域推進本部における方針に従い、子どもの健全な育ちを支援するという保育所の役割を踏まえつつ、まずは公立保育所につきその弊害の除去のための必要な要件等について検討する。私立保育所に関してもこの検討の結論を踏まえて、検討し、結論を得る。	平成22年度前半	厚生労働省
920	新医薬品の製造販売承認後に係るGMP調査(医薬品等の製造所における製造管理及び品質管理の方法に関する基準適合調査)の実施主体の拡大	薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第6項 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第7号	新医薬品に関する承認後の実生産段階におけるGMP調査の実施主体の役割分担については、GMP調査の実績データ等を基に、各自治体の意見も踏まえつつ、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討する。	平成22年度中を目途に、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討	厚生労働省
1115	高圧ガス設備における「軽微な変更の工事」の対象拡大	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第14条 コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第14条	平成20年度の技術的調査・検討の結果を踏まえ、対象の拡大に向け、制度設計を行い、平成21年度中に結論を得る。 【平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成20年度中に結論」とされていたもの】	平成21年度中に結論	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1213	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第3条、第5条、第6条	平成21年6月より通訳案内士制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、平成22年6月を目途にとりまとめを行う予定。	平成22年6月を目途にとりまとめ	国土交通省

(注)

- ・上記の規制改革事項等の中には、これまでの構造改革特別区域推進本部決定により、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等として措置区分されていたもののうち、実施時期が到来してもなお検討を継続することとなったものについても、実施時期を改めて設定した上で併せて記載した。
- ・上記の規制改革事項等について規制所管省庁が検討した結果、新たに構造改革特区において規制の特例措置を講じることとなる規制改革事項又は構造改革特区として区域を限定することなく、全国において実施することとなる規制改革事項等については、改めて対応方針として定めるものとする。

別表4

要望事項	調査審議意見	所管省庁
町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和	本提案については、不健全な営業形態の排除、宿泊者の安全の確保等の観点に留意しつつ、構造改革特別区域において規制の特例措置を講ずることにより提案者の要望に応えるよう、内閣官房及び規制所管省庁において特例措置の要件等の検討を進め、可能な限り早期に実施すること。	厚生労働省
酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	本提案について、規制所管省庁は、特定の地域内で生産した酒造好適米を使って、当該地域内の酒造業者が日本酒を製造する場合に限り、酒造好適米を増産することが可能となる特例措置を講じるよう検討されたい。	農林水産省

※ なお、「ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性」については、「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」(平成21年8月7日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会)において示された今後の進め方に沿って、引き続き調査審議を進めることとする。